

用者の意思決定に影響を与える情報項目を強調しており、投資家の期待のような外部の定性的な要因は、開示が要求されるかどうかに関する重要性の判断を行う場合に、検討されるべきことを示している。これらをも十分に理解したうえで、より具体的には、次の例が考えられる。

① 重要な判断

IAS 1号122項は、重要な判断の開示を要求している。たとえば、気候関連のリスクに影響を特に受ける会社の事業は、減損損失は認識しないが、IAS 36号「資産の減損」を適用して減損テストを行うかもしれない。その場合、経営者が行った判断の開示が要求されるかもしれない。

② 見積りの不確実性

IAS 1号125項は、見積りの不確実性の開示を要求している。これは、気候関連のリスクに関する仮定の開示を要求するかもしれない(たとえば、資産の減損テストを行う際の将来キャッシュ・フローの見積り、または廃棄負債を決済するための支出の最善の見積りなどの仮定に影響を与える不確実性がある場合)。

③ 適正な表示の達成、追加的な開示、目的適合性のある情報

IAS 1号は、気候関連のリスク

を検討する際に、関連する包括的な要求事項を含んでいる。IAS 1号は、財務諸表のどこにも開示されていないが、目的適合性のある情報の注記を要求している。

情報は、投資家の意思決定に影響を与える合理的に予想される場合、目的適合性があり、重要性が生じる。たとえば、IAS 1号112項(c)は、IFRS基準に要求されていないが、財務諸表の理解に関連性がある情報の開示を要求している。この

項は、17項および31項とともに、追加の開示が必要となるかどうかの検討を、企業に要求している。

IAS 1号の包括的な要求事項は、財政状態または財務業績が気候関連のリスクにより影響を受ける企業にとって、特に関連性があるかもしれない。

すべての企業は、多かれ少なかれ何らかの影響を気候関連のリスクから受けている。また、気候変動は、グローバルな問題である。グローバル

ルなベースラインであるIFRSを適用している企業として、IFRSブランドを正当に享受するためには、気候関連のリスクに適切に対処する必要がある。IAS 1号16項は、「財務諸表がIFRSのすべての要求事項に準拠していない限り、企業は当該財務諸表がIFRSに準拠していると記載してはならない」と述べていることに留意することが必要となる。

第2章

リースの賃借料譲歩、LIBORの置換え等
IFRSの本決算対策の
各論

【この章のエッセンス】

- 2021年12月期または2022年3月期の本決算から適用される基準の理解を促す。
- 2021年12月期または2022年3月期の本決算に発効していない基準への対応を確認する。

● IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定への対応を確認する。

第2章では、IFRSの本決算対策の各論編として、2021年12月期(または2022年3月期)から適用となる基準、発効していない基準、IFRS解釈指針委員会のアジェン

ダ決定について、説明することにした。読者におかれては、本決算にあたり、どのようなことに留意すべきか、十分に理解していただきたい。